

令和9年度予算に係る 厚木市政への政策要望

令和8年10月

厚木商工会議所

目 次

(凡例 新 : 新規要望、(継続) : 継続要望)

○令和9年度予算に係る厚木市政への政策要望について・・・・・・・・・・ P 1

【各部会要望】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

1 商業部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

新

(1) 物価高騰対策について

(2) 本厚木駅周辺等における治安維持及び環境美化について (継続)

※エキスパート情報部会にも掲載

2 工業部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

新

(1) 省エネ家電買い替え補助金による CO2 削減について

新

(2) 酒井地区における工場稼働に伴う交通対策の推進について

3 建設開発部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

新

(1) 改正労働安全衛生規則の施行に伴う建設現場における熱中症対策への費用計上等について

(2) 厚木市開発審査会提案基準について (継続)

新

(3) 道路占用工事における路面復旧について

新

(4) 公共建築工事等における設計書の単価・歩掛りの公表について

新

(5) 工事発注方式について

4 サービス部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

(1) 新たな大型バス発着場の整備について (継続)

※運輸倉庫部会にも掲載

(2) アリーナを核とした交流人口拡大と地域経済効果最大化の推進について (継続)

新

(3) 七沢地域の自然環境保全と維持及び山道の安全管理と補修整備について

5 エキスパート情報部会・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

(1) 本厚木駅周辺等における治安維持及び環境美化について (継続)

※商業部会にも掲載

- ⑨ (2) 市の課題解決に向けた民間事業者との官民共省・連携促進体制の構築について

6 金融保険業部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

- ⑨ (1) 金融機関等との各種協定等に係る年度更新手続きの簡素化について
(2) 市民向け自転車交通ルール及び保険加入に関する継続的な啓発活動の推進について（継続）
※運輸倉庫業部会にも掲載

7 運輸倉庫業部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

- (1) 本厚木駅前（ミロード横）の横断歩道対策について（継続）
(2) 新たな大型バス発着場の整備について（継続）
※サービス業部会にも掲載
⑨ (3) 物流インフラの整備と就労環境の改善について
⑨ (4) 物流業界への支援強化について
(5) 市民向け自転車交通ルール及び保険加入に関する継続的な啓発活動の推進について（継続）
※金融保険業部会にも掲載

【特別委員会要望】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

1 魅力あるまちづくり特別委員会・・・・・・・・・・・・・・ P 11

- ⑨ (1) 企業流出防止と地域活力向上に向けた産業用地の確保について
⑨ (2) 女性活躍のための職場環境整備補助金の新設について
⑨ (3) 介護離職ゼロのまち推進に伴う支援制度の拡充について
⑨ (4) インターンシップ受入企業への助成制度の創設について

令和9年度予算に係る厚木市政への政策要望について

日頃から、地域経済の振興及び市民生活の向上につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

厚木商工会議所は、地域総合経済団体として市内商工業者の経営改善及び持続的発展に向けた支援活動を展開するとともに、公的支援機関として、社会全体の福祉増進や魅力ある街づくりに取り組んでいます。

現在、中小企業・小規模事業者が置かれた経営環境は、国際情勢の緊迫化や、主要国の貿易政策等に伴うエネルギー・原材料価格の高騰、円安によるインフレ圧力の高まり、さらには深刻な人手不足など、内外の要因が相まって依然として極めて厳しい状況にあります。

こうした中、商工会議所におきましては、部会事業の積極展開や窓口相談、特別委員会などを通じて、広く会員事業所の現場の声に耳を傾け、時代の変化に即応した変革を進めることで地域経済の活性化に取り組んでいます。

この度、会員の皆様から寄せられた切実な意見や課題をもとに、「市政への政策要望」を別添のとおり取りまとめました。

今後とも商工会議所では、市内中小企業・小規模事業者の支援と地域経済の底上げに尽くしてまいり所存でございます。本要望書の内容を今後の市施策へ積極的に反映していただき、「あつぎ愛」にあふれた持続可能なまちづくりを推進していただけますよう、切にお願い申し上げます。

令和8年10月6日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木商工会議所

会頭 小杉 伸夫

【各部会要望】

1 商業部会

新 (1) 物価高騰対策について

厚木市では、物価高騰対策として「あつぎ暮らし応援事業」などを実施していただいておりますが、市内中小企業・小規模事業者は、原材料費や人件費に加え、水道光熱費や燃料費の高騰により依然として厳しい経営環境に置かれています。事業継続及び経営の安定を図るため、事業者の水道光熱費及び燃料費の負担軽減につながる補助金・給付金制度の創設について要望します。

(2) 本厚木駅周辺等における治安維持及び環境美化について(継続)

※エキスパート情報部会にも掲載

本厚木駅周辺等の繁華街エリアにおける悪質な客引き行為に対しては、条例改正や関係機関による取り組みが進められているものの、依然として夜間を中心とした呼び込み行為や、それに伴う吸い殻・ゴミのポイ捨て、街頭汚損などの環境悪化が見受けられます。特に、規制強化の直後に傷害事件が発生するなど、治安や安全面での懸念も残されています。誰もが安心して買い物や飲食を楽しめる健全な商業・住環境を維持・確保するため、令和8年度におきましても次の事項について強く要望します。

① 規制・指導取締りの強化と進捗・運用策の開示について

厚木市客引き行為等防止条例の改正後における具体的な規制強化・指導取締り状況、具体的な運用策をお示しいただき、改正条例に基づく指導・取締りを継続・徹底していただくことを要望します。

また、市や警察等による夜間パトロールを含めた巡回・監視体制を強化し、悪質な客引き行為の根絶に努めていただくことを要望します。

② 啓発活動の推進と関係機関との連携徹底について

駅周辺、商業施設付近等における防犯・マナー向上のための啓発活動を継続・拡充いただき地域住民や事業者、関係団体と密に連携した実効性のある取り組みを一層推進することを要望します。

③ 現場に即した清掃・環境美化体制の拡充について

悪質な客引き行為に伴うゴミのポイ捨てや街頭汚損の実態に対して単なる巡回活動にとどまらず、現場の状況に対応した実効性のある清掃・環境美化体制の拡充及び指導を強化することを要望します。

2 工業部会

新 (1) 省エネ家電買い替え補助金によるCO2削減について

市民の省エネルギー化及び脱炭素化を推進し、持続可能なまちづくりを進めるため、市内の住宅に居住する方を対象に、省エネ家電への買い替え及び国が指定する高効率給湯器への入替に対する補助金制度の導入

を要望します。また、自宅でCO2排出実質ゼロの電力メニューを利用している世帯や太陽光発電設備（3kW以上）を設置している世帯、市内に本店を有する事業者から対象機器を購入した方に対して補助額を上乗せする制度の創設を要望します。本制度により、家庭部門における省エネルギー化やCO2排出量の削減を促進し、サステナブルシティの実現に寄与するとともに、市内事業者の利用促進による地域経済の活性化にもつながるものと考えます。

新（２）酒井地区における工場稼働に伴う交通対策の推進について

本市が将来にわたり持続的に発展し、市民生活の利便性向上や企業誘致を推進するためには、交通インフラの充実が不可欠です。過去にもモノレール構想が検討されたものの実現には至らず、現在も公共交通は道路交通へ大きく依存しています。

特に酒井地区においては、明治ホールディングス株式会社の新工場稼働に伴い、大型物流車両や通勤車両の増加が見込まれます。周辺道路における交通渋滞を始め、生活道路への流入や通学路の安全性向上への懸念が生じることから工場稼働前後での交通量調査の実施を要望します。

さらに、道路整備や交差点改良、公共交通の充実、企業連携による交通需要の分散、駅周辺へのバス発着スペースの新設など、将来を見据えた総合的な交通対策を推進されるよう強く要望します。

3 建設開発業部会

新（１）改正労働安全衛生規則の施行に伴う建設現場における熱中症対策への費用計上等について

改正労働安全衛生規則の施行に伴い、熱中症による重篤化を防止するため、事業者に対して「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」が義務付けられております。これを踏まえ、厚木市が発注する建設工事においても、各現場の熱中症対策について、施工計画書や現場の状況等をご確認いただくとともに、監督員を通じた適切な指導を行っていただくよう要望します。

また、ミストファン等の設備費について共通仮設費の現場環境改善費として積み上げ計上とするほか、経口補水液や空調服等の費用を現場管理費として計上するなど、熱中症対策に必要な費用を適切に計上している事例もございます。厚木市においても、必要な費用の適切な計上や、真夏日等の状況に応じた設計変更・補正等について対応していただくよう要望します。

さらに、熱中症リスクの高い箇所や工種については施工時期に配慮して発注するとともに、猛暑日等を理由とする工期延長の請求についても、現場の状況を踏まえ、柔軟にご対応いただくよう併せて要望します。

(2) 厚木市開発審査会提案基準について(継続)

厚木市では、東名高速道路、新東名高速道路、さがみ縦貫道路（圏央道）が交差する交通・物流の要所として物流拠点施設が増加しており、従来からの工業系用途地域において小規模工場用地を確保することが困難な状況となっております。昨年度、本件について、他の県内市町村における事例も踏まえ、工場施設の建設を可能とする厚木市開発審査会提案基準の追加を要望したところ、市からは、市街化調整区域における点的な整備は周辺住民や農地等に影響を及ぼすため、工場立地の手法としては適さないとの回答をいただきました。

一方で、小規模工場用地の確保が困難であるという課題は依然として残っております。

つきましては、市街化調整区域における工場立地について、地域への影響に配慮しつつ、提案基準の追加を含め、他の手法も含めた新たな対応について要望します。

新 (3) 道路占用工事における路面復旧について

道路占用工事における路面復旧については、工事完了後に路面の仮復旧を行い、一定期間経過後に本復旧を行う方法が一般的となっております。しかし、仮復旧の期間中は段差や舗装状態の違い等により、通行車両や歩行者の安全性、快適性に影響を及ぼす可能性があるほか、仮復旧と本復旧を別々に行うことによる施工上の負担も生じております。

特に、交通量の多い道路や歩行者の通行が多い箇所においては、工事後の路面状態を早期に改善し、安全かつ円滑な交通を確保することが重要です。

つきましては、道路占用工事における路面復旧について、可能な箇所から即日復旧を基本とする運用への変更をご検討いただくとともに、即日復旧が困難な場合についても、路盤までを先行して復旧するなど、仮復旧期間の短縮につながる対応についてご検討いただきますよう要望します。

新 (4) 公共建築工事等における設計書の単価・歩掛りの公表について

公共建築工事等の入札において、設計書が「1.0式」として計上されている項目については、工事内容や数量が確認できる場合であっても、積算の根拠となる単価や採用された歩掛りが分からず、入札参加者が工事費を適切に積算する上で不明確となる場合があります。

入札参加者が設計内容を正確に把握し、適正な価格による入札を行うためには、設計書における積算根拠を可能な限り明確にすることが重要です。また、積算内容の透明性を高めることは、入札参加者間における公平性の確保にもつながるものと考えます。

つきましては、厚木市が発注する公共建築工事等において、入札資料として設計書を公表する際、「1.0式」として計上されている項目については、可能な限り「1.0式単価」を併せて公表するとともに、単価の

公表が困難な場合には、積算において採用している歩掛りを公表するなど、積算根拠を確認できるような対応をご検討いただきますよう要望します。

新 (5) 工事発注方式について

公共建築工事等において、PFI 方式や DB 方式など、設計・施工等を一括して発注する方式が採用される場合があります。一方で、こうした発注方式では、設計から施工、維持管理までを一括して担う事業者への発注となるため、地域の専門企業が個々の分野で受注する機会が限られることが懸念されます。

厚木市内には、建築、設備、土木等の各分野において、長年にわたり地域の公共工事や民間工事を担ってきた専門企業が数多く存在しております。市内企業がそれぞれの専門性を活かして公共工事に参画することは、地域経済の活性化や技術・人材の継承にもつながるものと考えます。つきましては、公共建築工事等の発注に際しては、PFI 方式や DB 方式による一括発注を採用するのではなく、設計・施工・維持管理等の各業務を可能な限り分離して発注し市内の専門企業がそれぞれの分野で参画・受注できる発注方式をご検討いただきますよう要望いたします。

4 サービス業部会

(1) 新たな大型バス発着場の整備について(継続)

※運輸倉庫業部会にも掲載

中町大型バス発着場の廃止に伴い、市内の大型バス受け入れ環境の喪失に伴い、地域経済、教育、交通安全の各分野で重大な影響と課題が生じています。団体客の受け入れ減少に伴う宿泊・飲食事業者等への影響に加え、ツアーバス発着場の撤退により利用者が移り、来厚者や事業者の誘客機会の損失、利用者の負担増など影響が深刻化しています。

また、大学や企業等の通学・通勤、オープンキャンパスや学会などの送迎バス運行に苦慮しており、路線バスの「2024年問題」も重なって事業運営や各種行事の誘致に支障を来しています。駅周辺等の路上における乗降・停車により、交通渋滞、一般車両や自転車、歩行者の通行阻害が生じており、交通事故や接触事故のリスクが高まっています。

このような中で、市内における大型バス受け入れ環境を再構築するため、新たな大型バス発着場の設置場所について速やかな検討を要望します。また、観光振興、商業・地域経済の活性化、教育・学術活動の推進及び市民の安全で円滑な交通環境を確保するため、適切な場所への新たな大型バス発着場の整備に向け市の交通政策として具体的な計画を策定し、早期実現に取り組むことを要望します。

(2) アリーナを核とした交流人口拡大と地域経済効果最大化の推進について(継続)

厚木市庁舎跡地へのアリーナ整備は、スポーツ大会やプロスポーツ興行のみならず、コンサート・ライブ、展示会、企業イベント、MICEなど、多様な催事の開催を通じて市内外から多くの来訪者を呼び込むことが期待される重大な事業です。その効果を最大限に発揮するためには、早急な施設整備を要望します。

また、次の項目について要望します。

① 来訪者の滞在や市内消費につながる仕組み作りについて

特に主催者や出演者、競技団体、運営スタッフ等の移動には大型バスが利用されるケースが多く、アリーナ周辺におけるバス待機場や駐車スペース等の受入環境の整備は、催事誘致を進めるうえで重要な要素となりますので、来訪者の滞在や市内消費につながる仕組み作りについて検討していただくよう要望します。

② 積極的な情報発信と誘致活動について

アリーナ整備の効果を継続的なものとするためには、全国のスポーツ競技団体やプロ・セミプロチーム、コンサートプロモータ、MICE関係者等に対する情報発信と誘致活動が重要です。

また、施設の魅力に加え、アクセス性や受入体制、地域の魅力を一体的に発信することで、開催地としての競争力向上につながるものと考えますので、積極的な情報発信と誘致活動について検討していただくよう要望します。

③ 観光関係団体等との連携・観光情報発信整備について

来訪者が宿泊、飲食、買い物、観光などを通じて市内を回遊し、地域経済への波及効果を高められるよう、宿泊施設、飲食店、商業施設、観光関係団体等と連携できる仕組みと、施設内外において厚木の名産品や観光情報を発信する仕組みを整備されるよう要望します。

④ (3) 七沢地域の自然環境保全と維持及び山道の安全管理と補修整備について

七沢地域は、都心から手ごろに山並みと行楽を楽しんでいただける厚木市を代表する観光地です。近年、全国各地で山林火災が多発し、昨年暮れには近隣の日向山で広範囲な山林火災が発災しました。さらに、七沢地域でも本年のゴールデンウィークには、不動尻広場に設置したテーブルと防草シートに小枝などを燃やした痕跡があり、一歩間違えば山林火災を招きかねない事態です。

七沢の貴重な自然環境の維持管理と共に、来訪者のマナー向上に向け、案内板等による注意喚起と共に、定期的な見回り等の対策を講じていただきますよう強く要望します。

また、七沢地域には観光山道としての林道並びにハイキングコース等が多数あり、災害対策を含めた安全管理のための定期的な見回りと共に、専門業者による計画的な山道の補修整備等を行っていただきますよう、併せて要望します。

5 エキスパート情報部会

(1) 本厚木駅周辺等における治安維持及び環境美化について（継続）

※商業部会にも掲載

本厚木駅周辺等の繁華街エリアにおける悪質な客引き行為に対しては、条例改正や関係機関による取り組みが進められているものの、依然として夜間を中心とした呼び込み行為や、それに伴う吸い殻・ゴミのポイ捨て、街頭汚損などの環境悪化が見受けられます。特に、規制強化の直後に傷害事件が発生するなど、治安や安全面での懸念も残されています。誰もが安心して買い物や飲食を楽しめる健全な商業・住環境を維持・確保するため、令和8年度におきましても次の事項について強く要望します。

① 規制・指導取締りの強化と進捗・運用策の開示について

厚木市客引き行為等防止条例の改正後における具体的な規制強化・指導取締り状況、具体的な運用策をお示しいただき、改正条例に基づく指導・取締りを継続・徹底していただくことを要望します。

市や警察等による夜間パトロールを含めた巡回・監視体制を強化し、悪質な客引き行為の根絶に努めていただくことを要望します。

② 啓発活動の推進と関係機関との連携徹底について

駅周辺、商業施設付近等における防犯・マナー向上のための啓発活動を継続・拡充いただき地域住民や事業者、関係団体と密に連携した実効性のある取り組みを一層推進することを要望します。

③ 現場に即した清掃・環境美化体制の拡充について

悪質な客引き行為に伴うゴミのポイ捨てや街頭汚損の実態に対して単なる巡回活動にとどまらず、現場の状況に対応した実効性のある清掃・環境美化体制の拡充及び指導を強化することを要望します。

新 (2) 市の課題解決に向けた民間事業者との官民共省・連携促進体制の構築について

厚木市が抱える多角的な地域課題や行政課題に対し、民間事業者が持つノウハウや技術、アイデアを効果的に活用できるよう、市における「課題の可視化」と「民間事業者からの提案を一括して受け付ける官民連携（共創）専用窓口」の設置を要望します。他自治体の先進事例（横浜市の「共創フロント」やデジタル課題に特化した「YOKOHAMA Hack!」、横須賀市の「官民連携推進 WEB サイト」など）を参考に、市

内の事業者が自社の強みを活かして市の課題解決に参画・提案しやすい連携プラットフォームの構築を要望します。

6 金融保険業部会

新 (1) 金融機関等との各種協定等に係る年度更新手続きの簡素化について

現在、厚木市と金融機関等との間で締結されている「厚木市公金に係る預金口座振替等に関する事務取扱協定書」などの各種協定等については、内容に変更がない場合であっても毎年度更新手続きが行われています。

こうした定型的な更新手続きは、市及び関係機関双方に一定の事務負担が生じており、行政手続きの効率化やデジタル化、ペーパーレス化の観点から見直しが望まれます。内容に変更がない協定等については自動更新方式を基本とした運用とし、必要に応じて変更時のみ協議・手続きを行うことで、適切な協定管理を維持しながら、行政と関係機関双方の事務負担の軽減や業務の効率化につながるものと考えます。なお、他自治体では、内容に変更がない協定等について自動更新を採用している事例も見受けられます。

つきましては、貴市におかれましてもこうした先進事例を参考に、定型的な協定等の年度更新手続きについて、自動更新化を含めた事務手続きの簡素化を推進していただきますよう要望します。

(2) 市民向け自転車交通ルール及び保険加入に関する継続的な啓発活動の推進について（継続）

※運輸倉庫業部会にも掲載

自転車は、通勤・通学・買い物など、市民生活に欠かせない身近な移動手段として広く利用されています。

昨年度も、自転車交通ルールの周知・啓発及び自転車保険加入の促進について要望しましたが、令和8年4月から自転車の交通反則通告制度（いわゆる「青切符制度」）が施行され、自転車利用者を取り巻く環境は大きく変化しています。制度の適切な運用と定着を図るためには、交通ルールに対する理解をより一層深めることが不可欠であり、継続的な周知・啓発がこれまで以上に重要です。

また、自転車事故では高額な損害賠償責任が生じる事例もあることから、自転車保険（個人賠償責任保険等）への加入促進に加え、ヘルメットの着用や定期的な点検・整備など、安全利用に関する意識の向上を図ることも重要です。

つきましては、昨年度の要望に引き続き自転車交通ルールの遵守や自転車保険加入の重要性について、学校・地域・企業・関係団体等と連携した交通安全教育・啓発活動を推進するとともに市広報紙やホームページ、SNS等を活用した継続的な情報発信、自転車保険の必要性や加入方

法、高額賠償リスクの周知、ヘルメット着用や点検・整備を含めた安全利用の促進に取り組んでいただきますよう要望します。

また、自転車ルール改正に伴い車幅の狭い道路で大型貨物車が自転車を追い越せず徐行を余儀なくされる事例が増加しています。配送スケジュールの遅延や労働時間延長を防ぐため、ハード・ソフト両面からの安全な通行区分確保に向けた対策を強く要望します。

7 運輸倉庫業部会

(1) 本厚木駅前（ミロード横）の横断歩道対策について（継続）

当該箇所は交通量・歩行者量ともに多く、信号機がないために歩行者と車両の双方が危険に晒されており、過去にはひき逃げ事件も発生しています。

このような中で、例えば信号機の新設、歩車分離、交通誘導員の配置、若しくは当該横断歩道の撤去・封鎖を含め実効性のある安全対策を講じるよう強く要望いたします。

(2) 新たな大型バス発着場の整備について（継続）

※サービス業部会にも掲載

中町大型バス発着場の廃止に伴い、市内の大型バス受け入れ環境の喪失に伴い、地域経済、教育、交通安全の各分野で重大な影響と課題が生じています。団体客の受け入れ減少に伴う宿泊・飲食事業者等への影響に加え、ツアーバス発着場の撤退により利用者が移り、来厚者や事業者の誘客機会の損失、利用者の負担増など影響が深刻化しています。

また、大学や企業等の通学・通勤、オープンキャンパスや学会などの送迎バス運行に苦慮しており、路線バスの「2024年問題」も重なって事業運営や各種行事の誘致に支障を来しています。駅周辺等の路上における乗降・停車により、交通渋滞、一般車両や自転車、歩行者の通行阻害が生じており、交通事故や接触事故のリスクが高まっています。

このような中で、市内における大型バス受け入れ環境を再構築するため、新たな大型バス発着場の設置場所について速やかな検討を要望します。また、観光振興、商業・地域経済の活性化、教育・学術活動の推進及び市民の安全で円滑な交通環境を確保するため、適切な場所への新たな大型バス発着場の整備に向け市の交通政策として具体的な計画を策定し、早期実現に取り組むことを要望します。

(3) 物流インフラの整備と就労環境の改善について

① 幹線道路及びネットワークの整備について

国道246号の慢性的な渋滞解消のため、近隣自治体と連携し「厚木秦野道路」の早期全線開通に向けた国・県への働きかけを行っていただいておりますが、更なる強化を要望します。また、国道129号や県道603号などの主要幹線道路において、右折レーンの延伸や厚木PAスマートIC周辺のアプローチ道路の強化を強く要望します。

さらに、酒井地区における周辺の物流施設進出に伴う渋滞の悪化防止と経済活動の円滑化を図るため早期の道路整備を要望します。

② 大型車両待機スペースの確保について

本市への物流拠点の集積が進み、物流施設周辺では大型車両の往来が急増しています。これに伴い、配送・搬入時間の調整や施設側の受け入れ時間の制限等により、周辺道路や施設付近において、トラック等の車両が長時間にわたり路上待機するケースが増加しています。交通安全の確保及び地域住環境の改善、物流の円滑な運営を図るためにも、物流施設周辺への適切な車両待機スペース（待機場）の確保及びドライバーの就労環境を改善するための公衆トイレの設置を強く要望します。

新（４）物流業界への支援強化について

① 雇用の確保・育成支援について

物流業界における深刻な労働力不足を解消するため、中型・大型・第二種免許の取得費用やAT限定解除費用を対象とした市独自の補助金制度の創設を強く要望します。特に需要の高い「中型免許」取得への支援強化を要望します。

② 環境対応車両（EVトラック等）の導入支援について

既に神奈川県においては事業者向けの補助金制度が用意されておりますが、厚木市におかれましても環境負荷低減に向け、環境負荷低減に向け、市内事業者が環境配慮型車両を導入する際の購入補助金制度を創設してくださるよう要望します。

（５）市民向け自転車交通ルール及び保険加入に関する継続的な啓発活動の推進について（継続）

※金融保険業部会にも掲載

自転車は、通勤・通学・買い物など、市民生活に欠かせない身近な移動手段として広く利用されています。

昨年度も、自転車交通ルールの周知・啓発及び自転車保険加入の促進について要望しましたが、令和８年４月から自転車の交通反則通告制度（いわゆる「青切符制度」）が施行され、自転車利用者を取り巻く環境は大きく変化しています。制度の適切な運用と定着を図るためには、交通ルールに対する理解をより一層深めることが不可欠であり、継続的な周知・啓発がこれまで以上に重要です。

また、自転車事故では高額な損害賠償責任が生じる事例もあることから、自転車保険（個人賠償責任保険等）への加入促進に加え、ヘルメットの着用や定期的な点検・整備など、安全利用に関する意識の向上を図ることも重要です。

つきましては、昨年度の要望に引き続き自転車交通ルールの遵守や自転車保険加入の重要性について、学校・地域・企業・関係団体等と連携

した交通安全教育・啓発活動を推進するとともに市広報紙やホームページ、SNS等を活用した継続的な情報発信、自転車保険の必要性や加入方法、高額賠償リスクの周知、ヘルメット着用や点検・整備を含めた安全利用の促進に取り組んでいただきますよう要望します。

また、自転車ルール改正に伴い車幅の狭い道路で大型貨物車が自転車を追い越せず徐行を余儀なくされる事例が増加しています。配送スケジュールの遅延や労働時間延長を防ぐため、ハード・ソフト両面からの安全な通行区分確保に向けた対策を強く要望します。

【特別委員会要望】

1 魅力あるまちづくり特別委員会

新 (1) 企業流出防止と地域活力向上に向けた産業用地の確保について

厚木市は東名高速道路、新東名高速道路、圏央道などの高規格幹線道路を有する交通利便性の高い地域として、多くの製造業や物流関連企業が集積しています。一方で、市内企業からは工場や事業所の市内移転・拡張ニーズがあるにもかかわらず、適地となる産業用地の不足により、市外への移転を余儀なくされる事例が見受けられます。

企業の市外流出は、設備投資や法人税収の流出にとどまらず、地域雇用の減少を招き、地域経済全体の活力低下につながります。特に製造業は安定した雇用の受け皿であり、若年層の定着や技能継承の観点からも重要な役割を担っています。

さらに、今後の労働力不足への対応においては、女性や外国人材の活躍促進が不可欠です。働く場そのものが市内に増えることで、多様な人材が地域内で就業しやすくなり、通勤負担の軽減や定住促進にもつながります。また、企業にとっても、人材確保の選択肢が広がり、持続的な成長が期待できます。

つきましては、市内企業の成長機会を確保し、雇用創出と地域活力向上を実現するため、企業立地を支えるインフラ整備について積極的に取り組んでいただき、企業の市外流出防止、雇用の維持・拡大、多様な人材の活躍促進を通じた、魅力ある持続可能なまちづくりの実現を目指して、産業系の市街地を形成するための6つの新市街地ゾーンの戦略的な土地利用政策の推進を要望します。

新 (2) 女性活躍のための職場環境整備補助金の新設について

少子高齢化に伴う労働力人口の減少により、多くの業種で人材不足が深刻化しています。今後、市内企業が持続的に成長していくためには、女性をはじめとする多様な人材が能力を十分に発揮し、安心して働き続けられる職場環境を整備することが不可欠です。

しかし、製造業、建設業、運輸業などでは、女性専用トイレや更衣室、休憩室などの設備が十分に整っていない事業所もあり、女性の採用や定着の妨げとなる場合があります。また、管理職を目指す女性への育

成機会や研修体制が十分でないことも、女性活躍を推進する上での課題となっています。

このような状況を踏まえ、市内中小企業が女性の働きやすい職場づくりに積極的に取り組めるよう、「女性活躍職場環境整備補助制度」の新設を要望します。

例えば

- ① 補助率：補助対象経費の2分の1
- ② 補助上限：50万円
- ③ 対象事業

ア 施設整備（女性専用トイレの新設・改修、女性専用更衣室の新設・改修、授乳室・搾乳スペースの設置、防犯対策の整備等）

イ 人材育成・制度整備（女性管理職育成研修、リーダーシップ研修、キャリア形成支援研修、ハラスメント防止研修、管理職向けマネジメント研修、専門家による制度整備支援等）

本制度により、女性が安心して働き続けられるワークライフバランスの取れた職場環境の整備を促進し、女性の採用、定着及び管理職登用の拡大につなげることが期待されます。また、人材確保に苦慮する市内中小企業の採用力・定着率の向上にも寄与し、企業の生産性向上や競争力強化につながります。

新（3）介護離職ゼロのまち推進に伴う支援制度の拡充について

現在多くの自治体において「子育てにやさしい街」を掲げた育児支援策が推進されておりますが、各市町村で整備が進んだことにより、育児支援だけでは自治体間の差別化が難しくなっております。さらに、次に地域の就労継続を大きく揺るがす課題として「親の介護」が挙げられます。国全体の調査では、介護をしている有業者は365万人に上り、介護・看護を理由とする離職者は直近1年間で10.6万人に達しており、2030年には約9兆円の経済損失が見込まれています。

介護は、40代・50代といった中核人材に突然発生し、期間も終わりも見えにくいという特徴があります。情報収集や制度確認の負担が重く、会社に言い出せないまま本人だけで抱え込み、離職の判断に近づいてしまうケースも少なくありません。こうした人材流出は市内企業にとって大きなリスクとなります。

一方、雇用保険の介護休業給付金は、同じ対象家族について通算93日、3回までの支給に限られます。介護は93日を超えて長期化することも多く、休業期間中の所得減少や、給付終了後も続く介護費用への支援としては十分とはいえません。そのため、国の制度だけでは補いきれない期間や負担に対する、市独自の支援が必要であると考えます。

つきましては、中核人材を失わない「介護離職ゼロのまち」を目指すため、以下の項目の創設とこれらをつなぐ専用窓口の設置を要望します。

- ① 専門家への無料相談「介護初動相談チケット」の交付
- ② 就労時間を確保する「レスパイト・見守り等の費用補助」
- ③ 介護休業給付が通算 93 日で終了した後も含め、経済的負担を軽減する「市独自の給付上乘せ・継続支援」

新 (4) インターンシップ受入企業への助成制度の創設について

近年、少子高齢化や生産年齢人口の減少により、市内企業では人材確保が大きな課題となっています。特に中小企業では、自社の魅力を学生へ直接伝える機会が少なく、採用活動に苦慮している状況です。

インターンシップは、学生が企業の仕事内容や職場の雰囲気を理解するとともに、企業側も学生の適性や意欲を把握できる貴重な機会であり、採用後のミスマッチ防止や定着率の向上にも効果が期待されています。一方で、企業にとっては受入れプログラムの作成や担当者の配置、指導時間の確保など、多くの人的・経済的負担が生じることから、受入れをためらう企業も少なくありません。

そこで企業の受入れ負担を軽減し、インターンシップの実施企業を増加させ、学生が地域企業を知る機会の創出につながり、将来的な市内企業への就職の促進や若者の定住、地域経済の活性化にも大きく寄与できるよう、「インターンシップ受入企業支援助成金」制度の創設を要望します。（受け入れた学生 1 人当たり 10 万円を助成。）

厚木商工会議所

〒243-0017 厚木市栄町 1-16-15

電話 (046)221-2151

FAX (046)221-2152

E-mail atsugi@atsugicci.or.jp

令和8年10月